慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	大林良一著 保険
Sub Title	
Author	庭田, 範秋
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.6 (1955. 6) ,p.486(64)- 488(66)
JaLC DOI	10.14991/001.19550601-0064
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550601-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大林良一著『保　險』

「積極的な經濟活動と並んで、不慮の事故の善後策に過ぎない保險の如き消積的な經濟過程をも確立することが、文明人の資格である」。かくのごとき意味において「保險の普及度は文化の程度を示す」が、わが國で、この保險の理解が不十分で、實質的な利用が完全でない理由を、まず大林教授は「保險が目に見えぬサービスを提供するものであるために、物財の生産、供給事業の如く可視的な經濟過程を持たぬこと」、「保險は人間生活の不調和を問題とするものであるために、なるべくこれに耳を藉すまいとする人間の心理的傾向」とし、さらに「保險に關する著作にも若干の責任があるように思われる」。すなわち、從來の保險一般に關する著作が、學說の紹介や批判と保險の史的發展を取扱うことを主たる目的としたため、このような「アカデミックなものだけでは、現代の保險を身近に引きつけることは困難」であり、「より實體的なもの、即ち現實の保險の機構の解說が、一層重視されねばならぬ」とし、そして本書は「その（目的の）一部を達成したもの」と自ら認めている。

本書は、保險を人保險と財保險とに分けて、その現實の機構の解明に努めているが、「Ⅲ 經濟的必要とその充足」では、人保險の死亡保險、廢疾保險、傷害保險および婚資保險等の、保險事故發生による經濟的必要額の算定を、死亡保險と傷害保險はその例をも示して、實際に則して說明し、財保險では、物財の評價には使用價値、讓渡價格、調達價格、得收益價格および嗜好（愛著）價格があるが、「保險においては原則として再調達額——再調達時の——が賠償されねばならぬ」として、ここで現物給付（Benefits in kind, Naturalersatz）や再建條項（Wiederaufbauklausel）、新價保險（Neuwertversicherung）の問題に言及し、保險金と損害との關係については、全額保險（Vollwertversicherung）、第一次危險保險（L'assurance au premier risque; Erstrisikoversicherung）、部分（額）保險（Bruchteilversicherung）および免責分附保險（franchise）について、その各々を說明したうえ、これら相互の關係を解說している。

ついで本章の保險保護率（Intensität des Versicherungsschutzes）の項では、これらの維持方策として外國貨保險、裸麥・石炭等の現物の一定量購入價格の變化に應じて保險金額を修正する方法と指數保險方式を述べているが、各項とも實際に數字を例示し、その說明は極めて具體的である。

「Ⅵ 偶發事故とその把握」では、「一切の保險經營を通じて偶然たる事故即ち危險の概念が基本的な役割を占めている」と指摘し、危險の概念を抽象的意味、具體的意味および危險事情の意味の三種について述べ、「特定の偶發事故の發生確率を定める前提として、危險事情を詳しく知る必要がある」。この個々の契約の危險事情は、「被保險物又は被保險者一般に固有な危險事情を總稱する（この場合被保險者の性格から生ずる特殊の危險は別に取扱われる）」ものとして客觀的危險と、「注意心・信賴性又は名譽心の大小により、約言すれば、被保險者自身、又は被保險物件、又は被保險者と接觸する者の性格によつて限定される」主觀的部分よりなるとする。

「保險料を危險によつて階段づける原則」すなわち保險技術的公正の原則または給付反對給付均等の原則の遂行のためには、つまり保險原價の決定には、客觀的危險の把握が必要であり、申込人の「告知」による個別的危險の評價、損害經過に關する經驗の蒐集と、「一定期間內に發生する損害の數と、觀察される契約數との比」である「損害頻度＝損害發生確率と個々の損害事故の際支拂う保險金を平均した額即ち平均的損害の額」の觀察によつて危險の程度は測定されうるが、ここに「保險技術的公平の原則は、危險程度に應じた保險料率の階段付けを要求」し、保險料率表の作成となるのである。そして本書は、この料率表に關して丹念な說明を施し、「料率表の範圍が、參考とする標識數の增加につれて、急激に擴大するときは、やがて强力な簡單化を試みる必要に迫られる」とし、これは基本料率と數的危險評價法（Nummerische Risikobewertung; numerical system of rating）による割增または割引測定方法の採用によつて達せられるが、さらに「然しこの數的な危險評價は……一般的な承認を得ることは困難である。この手續によつてすべてが旨く行つているのではない……」と述べて、この點にも研究を進めている。そして次の項の、主觀的危險の制限と技術的把握の說明も含めて、この章の各處に實例を揭示して生きた保險の問題の一端に觸れている。

「Ⅴ 相互的充足の原價——保險料」では、保險原價としての保險料の算定は、「如何なる支出が個々の保險契約にとつて必要であるかを、豫め計算し得ない」ことに他の商工業・銀行業の原價計算と本質的に相違する點を認め、保險事業における一切の計算の前提として、「大數法則の行われる如き充分多數の保險契約を基礎として損害（保險金請求）を統計的に評價檢討することが必要」としている。そして本章では「保險料が危險程度によつて階級づけられない、從つてすべての被保險者にとつて等額」であるところの平均保險料（Durchschnittsprämie; average premium）の問題に注意が向けられるのである。これは社會保險や私營の團體保險または一定集團物件の一括式保險契約の場合の保險料計算方式として、「それ自體特殊な問題を包藏」する、「現實を離れて危險の不變という擬制の上に立つ」ものではあるが、しかも新式の保險の重要な研究點として擧げられなければならない。本書はこの點、平均保險料の計算法として、(1)經驗料率法、(2)個別的自然保險料を平均する方法、(3)個別的恒常保險料の平均、(4)技術的平均保險料法（Technische Durchschnittsprämie）を示し、さらに開放的ならびに封鎖的保險集團における平均保險料の問題にも考察を及ぼして、比較的懇切に說明している。附加保險料と總保險料や保險料の返還（Prämienrückgewähr）の項も含めて、內容が具體的にして實際的であることは勿論である。

「Ⅵ 保險技術的危險とその對策」では、保險經營獨特な典型的危險、すなわち保險技術的危險（Versicherungstechnisches Risiko）、つまり「損害即ち保險金請求の數と範圍とが保險料計算の基礎となつた數と範圍とを超過する危險と可能性」の發生原因とその性質を明かにし、これに對抗する有力なる手段としての再保險、保險プール、共同保險、慘害保險同盟（Katastrophenverband）および非常危險協同體（Notgemeinschaften）について解說を施している。

「Ⅶ 保險事業」では、保險事業の特性を財貨の生産や流通とは關係のない貨幣操作として、「インフレーションに際し、特に長期保險の加入者を不利な地位に陷しいれる」とし、保險の收支相等の原則は保險事業の危險を著しく減少させて、「それは單に加入者のための受託機關に過ぎない觀」を呈せしめる。「保險事業全體から見て、營利企業の少ない」特性はこのためであり、さらに「豫見できぬ異例な保險金支拂い、又は保險料不足に備える擔保手段としての目的、或は加入者の年々の分擔金を平均せしめる目的、を持つに過ぎない」ことを、保險事業の特性の一つであるとしている。

「Ⅷ 保險學」の章の最終頁において、大林教授は「著者が

本書において採用せる保險概念も、この經濟的必要充足說に屬するものであるが、社會保險をも含めるために、偶然率に應ずる保險料という條件は排棄している」と述べ、この說が最も優れているという根據を、「この概念自體の中に保險の內容を明示している」からであるとして、「保險保護の內容は、偶然的事故に際しての經濟的必要を充たし得ることであり、この必要を的確に充たし得る施設は、保險を除いては存在しない」。さらに「保險保護の程度、卽ち保險の効率を問題とする場合、この經濟的必要充足說に基づいてのみ、滿足できる解明が得られる」。つまり現實に發生せる費用または損害と現實の支拂保險金との比としての保險保護の程度は、「これこそ經濟的必要充足說における經濟的必要と、その充足額の比を示すものである」からと述べている。そして「Ⅱ　保險の概念」に遡つては「生活危險により偶發する一定の經濟的必要（入用）を豫定する多數の經濟單位が、技術的基礎によつて、相互にその必要を充足することが保險（Versicherung; insurance; assurance）である」と記している。

大林教授は、上述の意味の「經濟的必要」と云うことを「Ⅲ　經濟的必要とその充足」にて說明している。まず人保險では「死亡・廢疾・疾病又は負傷によつて惹起された經濟的不利益卽ち費用の發生、又は勞働收入の喪失の形をとる」經濟的必要と述べ、財保險では「物財に發生する危險のために關係者に發生する」經濟的必要と記し、「保險にとつて基となるべき價格は、一方において、保險加入者の現實の經濟的必要を賠償し得るものであり、他方において、危險の大いさに相當する保險料を算出し得るものでなくてはならぬ」。「吾々は、それぞれの豫想の經濟的必要と保險料支拂能力とに應じて、保險金額を定め保險を契約する」とし、「經濟的必要を充足するための保險金の支拂（保險給付）は、その量において必要に應ずるのみならず、その給付の時期において必要發生の形態に應ずることが、保險の保護を一層効果あらしめる」と論じているが、本書全體を通讀しても、入用充足說または經濟的必要充足說に對する一般的な非難、すなわち「需要なきに保險あること」と「需要の大小と定額支拂の間に相關關係なきこと」、または「豫定入用と現實入用の差異」等への解答は與えられていない。

さて本書は、保險の實際あるいは實體の解明を中心とし、簡潔平明の表現を用い、數多の實例を提示して、生きた現代の保險の機構を明確にし、冒頭に述べたような所期の目的を一應達してはいるが、隴を得て蜀を望むことを許されるならば、さらに統一的な、體系的な理論的考察を施した保險學理の完成篇あるいは續篇の出現が強く希望されるのである。

（著者　大林良一氏　一橋大學教授、B6版、一九〇頁、索引六頁、昭和二十九年六月十五日、弘道館、一七〇圓）（庭田範秋）

オスカ・ランゲ著　都留重人監修譯　社會主義體制における統計學入門

現在社會主義體制を採つていない國の人々は社會主義國で出版された書物を手にした時の一種の輕いサンペンスを感じるものである。經濟學に於てマルクス經濟學と近代經濟學が對立して相入れないものであることは衆知の所であるが、經濟分析に統計的分析が不可能のものとなつた今日、統計學に於てもそのことが問題となろう。日本に於ても飜譯書をふくめて統計學云々という表題の書は數多く出版され、その內、殆んどが入門書であるからいきおい內容も大同小異となつてやや過乘生產の氣味かとも思われる程である。本書「統計學入門」もただそれだけならば別にたいした注意も引かないだろうが、副題「社會主義體制における」という　文字が眼に入る時、自ら別の魅力を發揮することになろう。そのような副題のついた本は今迄になかつたからである。以下本書の特徵を示すと思われる文章をばつすいして行くことにする。ランゲの序言が本書の特色を最もよく示すであろう。「本書は〝計畫及び統計專門學校〟統計學部の學生のため一九五〇―五一學年度に行つた講義を基礎として作られたものである。私が本書を出版することになつたのは學生や同僚や多數の統計實際家のすすめもあつたが、マルクス・レーニン主義的方法および現代科學の要請に應ずる統計學理論の系統的な教材がポーランドの文獻にないという事實からであつた。本書はこのギャップを特にマルクス・レーニン主義的方法の要請にこたえる點に關する限り單に部分的に充たしているに過ぎない。統計學研究の分野におけるマルクス・レーニン主義的方法の收穫は、きわめて大きなものがあつて、その結果も漸次に認識されるにすぎない狀況である。このことについては現在ソビエト同盟で行われている統計學に關するさかんな討論が證明している。この討論はまだ終つていないのであり現在その結果のすべてを豫見することはできない。それ故このテーマについて言われていることや書かれていることの多くが、暫定的性質をもつていることをあらかじめ心得ておく必要がある。このことは本書に含まれた多くの主張についてもいえるのである。それらの主張は、今後の研究と討論の結果によつて再檢討されなければならないであろう。これはあらゆる學問的著作のもつ運命である。私は統計學理論の講義を一貫して辨證法的唯物論の方法論に依據するように努めた。このことはまず第一に經驗批判論またはネオ・ポジティヴィズムの前提から出發するブルジョア統計學者の大多數と異つて、統計學を大量過程において作用している因果關係の研究用具として一貫して理解するという點にあらわれている。統計學のこの性格は講義全體を通じてあらわれており、一見極めて抽象的な數理的な結論においてさえもそうである。次に私は又統計學理論の講義を史的唯物論およびマルクス主義經濟學の理論に結びつけることに努めた。史的唯物論とマルクス主義經濟學は社會・經濟過程の規則性が、自然界において見られる過程の規則性と質的に異る特質をもつことを示している。この原理的差異の無視こそは、ブルジョア統計理論の多くの誤解の源泉であり、それは資本主義體制に奉仕する辯護論的〝把握〟に最もしばしばみられるものである。それ故社會・經濟的大量過程の特質が完全に强調されなければならない。それには社會・經濟統計學をマルクス・レーニン主義社會經濟理論に基礎をおく特殊科學としてすなわちあらゆる種類の高度の抽象段階において大量過程を把える數理統計の一段理論の結果が補助的役割を演ずるような科學として取扱うことが要請される。この要請に應じてこの講義は社會・經濟過程の統計的記述と統計分析だけを對象にしており、この講義の中で展開される一般數理統計の原則はこれらの過程の分析の用具として役立つものである。しかしその他に社會・經濟過程ときわめて密接に關連していて講義の中で可能なかぎり解明する必要のある二つの種類の大量過程が存在している。それは農事試驗の統計的管理と生產の統計的品質管理の對象となる過程である。農事試驗の統計的管理と生產の統計的品質管理は社會の生產力に關連している。そしてそれらは社會經濟的過程の統計的分析――その對象は生產關係とそれに基礎を置く上述の諸關係である。――の重要な補足である。」第一章統計學の對象と課題。第一節大量過程の經過における規則性。個々の場合には規則性が明らかでないにも拘らず、大量においてとらえれば